

たんば恐竜・哺乳類化石等を活かしたまちづくり推進協議会 規約

(名 称)

第1条 この会は、たんば恐竜・哺乳類化石等を活かしたまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、篠山層群で発見された世界的にも希少な恐竜・哺乳類化石等(以下「恐竜化石等」という。)の価値及び意義並びに丹波の魅力を広く全国に情報発信しながら、地域一体となった市民主導のもとに各種プロジェクトの展開を図りつつ、持続可能な地域づくりを進め、もって丹波地域の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) プロジェクトの提案、調整、推進に関すること。
- (2) 人材育成に関すること。
- (3) 情報発信・交流に関すること。
- (4) その他この協議会の目的達成のために必要なこと。

(会 員)

第4条 協議会の会員は、次に掲げる2種とする。

正会員 協議会の目的に賛同して入会した団体等

賛助会員 協議会の事業を支援・協力するため入会した個人等

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 15名以内(会長及び副会長を含む。)
- (4) 監 事 2名

2 役員は、総会で選任する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、協議会の運営に必要な事項を掌理する。

4 監事は、会務の状況及び会計を監査する。

(顧問及び参加)

第7条 協議会は、理事会の承諾を経て、顧問及び参加を置くことができる。

(会 議)

第8条 協議会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第9条 総会は、会長がこれを招集する。

2 総会は、正会員をもって構成する。

3 総会は、会長又は会長があらかじめ指名した者がその議長となり、次の事項を決定する。

(1) 協議会の規約の改正に関すること。

(2) 役員を選任に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 事業計画の決定及び事業報告承認に関すること。

(5) その他協議会の運営に関する重要事項に関すること。

(会長の専決)

第10条 総会の議決を要する事項のうち、前条第3項第3号、第4号及び第5号の事項につき緊急を要するときは、会長は理事会の承認を経て専決処分することができる。ただし、次の総会に報告して承認を受けなければならない。

(理事会)

第11条 理事会は、会長がこれを招集する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 理事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に提出する議案に関すること。

(3) 前条に規定する専決処分に関すること。

(4) その他総会の議決を要しない会務に関すること。

(幹事会)

第12条 協議会の事業を円滑かつ効果的に推進するため、幹事会を置く。

(企画運営委員会)

第13条 恐竜化石等に関するプロジェクトの円滑、効果的な推進を図るため、企画運営委員会を置く。

(事務局)

第14条 協議会の事務局は、(財)兵庫丹波の森協会内に置く。

(経費)

第15条 協議会の経費は、負担金、補助金、寄付金その他収入等をもってあてる。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成22年2月26日から施行する。

2 協議会の設立当初の役員、顧問及び参与は、第5条第2項、第7条及び第11条第3項第2号の規定にかかわらず、設立総会で選任し、その任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。